



個人住民税の還付金の未処理について

公的年金等に係る個人住民税の特別徴収分（年金からの天引き）について、年度内に還付処理を行えず翌年度に処理すべき過誤納金の還付が行われていなかったことが判明しましたので、お知らせします。

1 概要及び影響

今月14日、当課の市税収納管理の担当職員が、市税の充当処理（還付金を未納分に充てる手続）を行った際、還付されないまま残っている過誤納金があることに気付きました。これを受け、還付処理の状況を確認したところ、年度をまたいで還付処理を行う対象者へ還付通知書を発送しておらず、還付が未処理となっていたことが分かりました。

そのため、保存文書で確認できる令和3年度から令和7年度の5年度分を調査したところ、次のとおり還付金の未処理が判明しました。

なお、本件による還付加算金は発生しません。

【個人住民税の還付未処理の状況】

発生年度	処理すべき年度	件数 (件)	金額（円）	最小／最大（円）
令和4年度	令和5年度	15	90,500	最小金額 200 最大金額 23,300
令和5年度	令和6年度	20	100,400	最小金額 900 最大金額 14,000
令和6年度	令和7年度	64	458,200	最小金額 500 最大金額 27,100
合 計		99	649,100	最小金額 200 最大金額 27,100

※ 発生年度が、令和3年度及び令和7年度のものについては、適正に処理されています。

2 発生原因

年度をまたいで還付処理を行う対象者は、システムの仕組み上、他の対象者とは別のリストで管理する必要がありました。この事務処理手順が課内で十分に共有されておらず、あわせて管理職等による進捗確認も十分でなかったため、当該リストの対象者への還付通知書を発送できていなかったものです。

3 今後の対応

対象者に対し、お詫びの文書を添え、還付通知書を直ちに送付します。

4 再発防止策

市税の事務は市民の財産に直接関わるものであることを、職員一人一人が改めて認識するとともに、事務処理手順の徹底を図ります。

また、課内で制度や手順を共有する機会を設け、職場全体の知識の向上に努めます。あわせて、管理職等が処理状況を確実に確認し、担当者任せにならないチェック体制を強化します。

なお、令和7年10月から稼働した標準化システムでは、還付対象者を一つのリストで一括管理できるようになったため、本件と同様の処理漏れが起こりにくい仕組みとなっています。引き続き、上記の取組と併せて再発防止に努めます。